

調布市防災・スポーツレクリエーション公園地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、良好な住環境を保全しつつ、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園にふさわしい土地利用を誘導するため、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項の規定による建築物の建築の制限の緩和並びに法第50条の規定による建築物の敷地及び構造に関する制限について必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、同法第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区として指定する防災・スポーツレクリエーション公園地区に係る都市計画の決定の告示があった区域（以下「対象区域」という。）に適用する。

(建築物の建築の制限の緩和)

第4条 対象区域においては、法第48条第1項の規定により建築できる建築物のほか、次の各号に掲げる建築物を建築することができる。

- (1) トレーニング室、更衣所、控室、医務室、運動用具倉庫その他運動に必要な室を含む公園内の建築物
- (2) 公園内の運動施設に設置される壁を有しない屋根
- (3) 公園の管理運営のための事務所及び倉庫
- (4) 第1号及び前号の建築物に附属する飲食店でその用途に供する部分の

床面積の合計が500平方メートル以内のもの

- (5) 第1号及び第3号の建築物に附属する歩廊
- (6) 第1号及び第3号の建築物に附属する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（令第130条の9の表準住居地域の欄に定める数量を超えないものに限る。）及び自動車車庫
- (7) 公園を利用する者のための休憩所
- (8) 公園を利用する者のための自転車の停留又は駐車のための施設
（外壁の後退距離に関する制限）

第5条 対象区域内においては、前条第1号から第7号までの規定により建築できる建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路（法第42条第1項第1号の道路に限る。）境界線までの距離は、15メートル以上とする。
（地区の内外にわたる場合）

第6条 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該区域に属するときには、その建築物又はその敷地の全部についてこの条例の規定を適用する。
（建築主の責務）

第7条 第4条の規定により建築できる建築物の建築主は、当該建築物の建築に当たっては、事業活動に伴い発生する騒音、自動車交通の渋滞、臭気等による周辺環境への悪影響を防止するための措置その他の必要な措置を講ずることにより、対象区域周辺における良好な住居の環境を確保するよう努めなければならない。
（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。